第 1 章　計画の概要

本計画（平成 30 年度（2018 年度）～2022 年度）は、第２次篠山市食育推進計画（平成 25 年度～29 年度）の食育の基本理念および目標をふまえ、これまでの推進状況の評価・検証を行い、一歩進んだ食に関わるあらゆる関係機関・団体等と連携により食育を市民運動として展開し、心身ともに健やかに安心して暮らせるまちづくりを目指します。

１．計画の基本理念と基本方針

基本理念

ささやまの豊かな自然から育まれた
心とからだを大切にし、生きる基本となる
“食”から始まる人づくり、まちづくりを目指す

基本方針

1. 子どもから大人まで、市民一人ひとりが「食」に関する正しい知識をもち、健全な食生活を実践する
2. 篠山の自然の恵みと地域のつながりを大切にし、食を楽しみ、安心安全の食生活を実践する
3. 篠山の伝統的な食文化を継承する

計画の方向性

１．家庭における食育の推進

２．こども園、保育園、幼稚園、学校における食育

３．地域における食育の推進

４．篠山の豊かな農産物の活用の推進

５．食育を進めるための環境づくりの推進

２．計画の位置づけ

第２次篠山市食育推進計画(平成 25 年３月策定)に引き続き、本計画は、食育基本法の目的・基本理念をふまえ、同法第 18 条第１項に基づく市町村食育推進計画として位置づけます。

本市では、平成 23 年度からの第２次篠山市総合計画の目指す姿を「人･自然･文化が織りなす食と農の都」とし、本計画を施策の柱として位置づけています。また本計画は、本市として食育に関する基本的な事項について定め、関連計画等との調和を保つものとします。

３．計画期間

平成 30 年度（2018 年度）から 2022 年度の５年間とします。なお、社会情勢の変化等によって見直しが必要になった場合には、随時適切に見直しを行います。

４．計画の推進体制

本市の食育は、市民をはじめとし、家庭や地域、こども園、保育園、幼稚園、学校、生産者、飲食店・小売店などの食品事業者、食に関わる各種団体、医療機関、行政などが協力し、つながり合いながら推進していきます。

そのため、地域で活動している各種団体との連携を充実するとともに、食育活動が活性化されるよう、食育について広く周知し、啓発を図ります。

また、市（行政）においては健康づくり、農林畜産業、教育をはじめとするあらゆる分野において食育の施策を推進します。

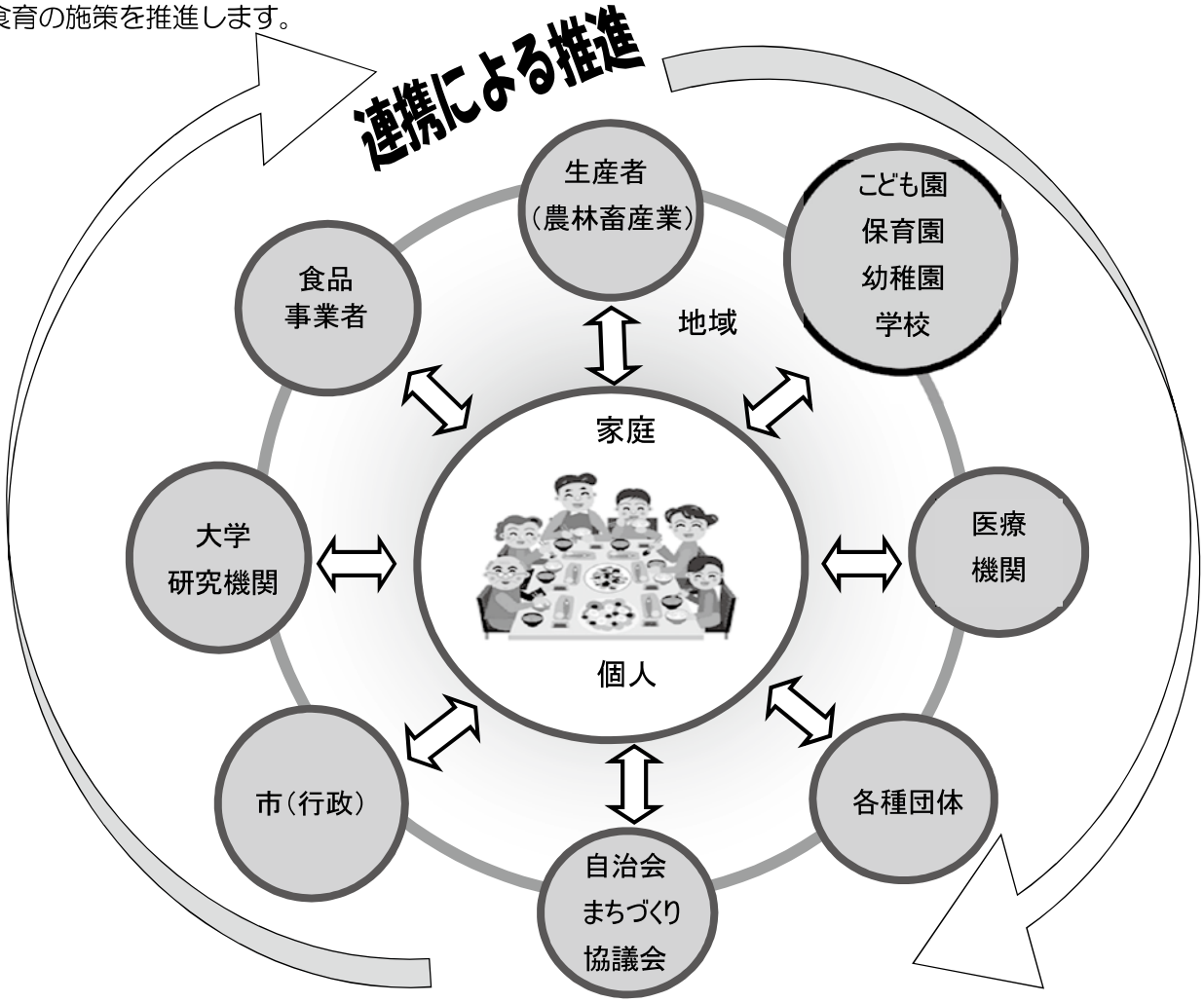

私たちの心もからだも「食」の上に成り立っています。その「食」を自分自身で管理する力を身につける取り組みが「食育」です。

（※）食育基本法の中では、「食育」を次のように位置づけています。

●生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
●様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

■篠山市の食育体系図

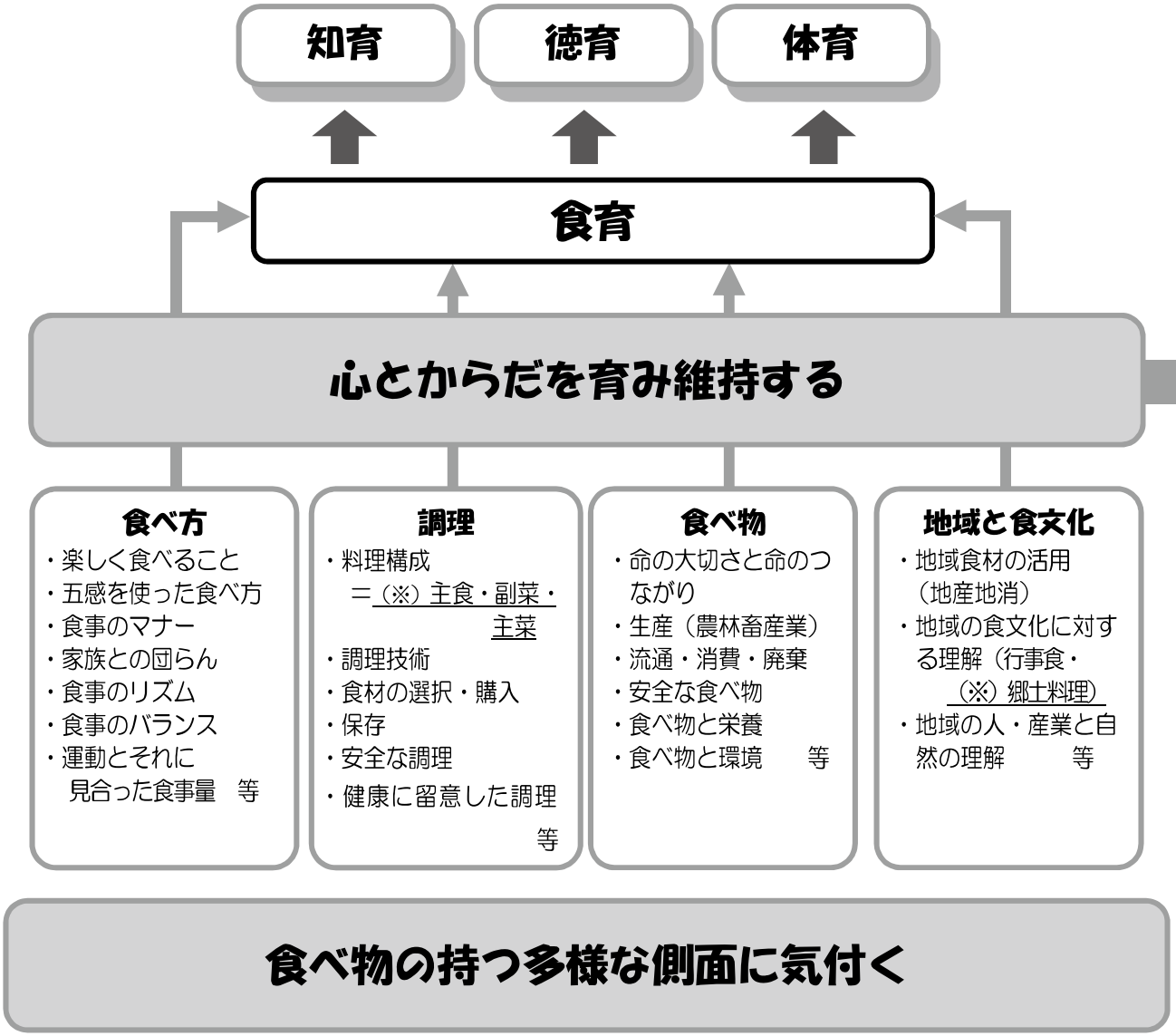

わたしたちと食べ物

食べ物で
私たちのからだは
できている

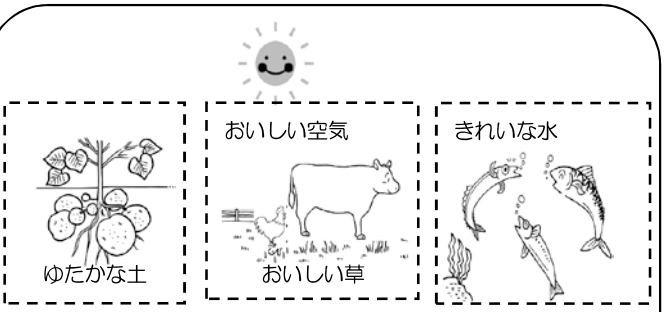

食べ物にはげんきのもとがいっぱい

食の入り口
歯・口の健康

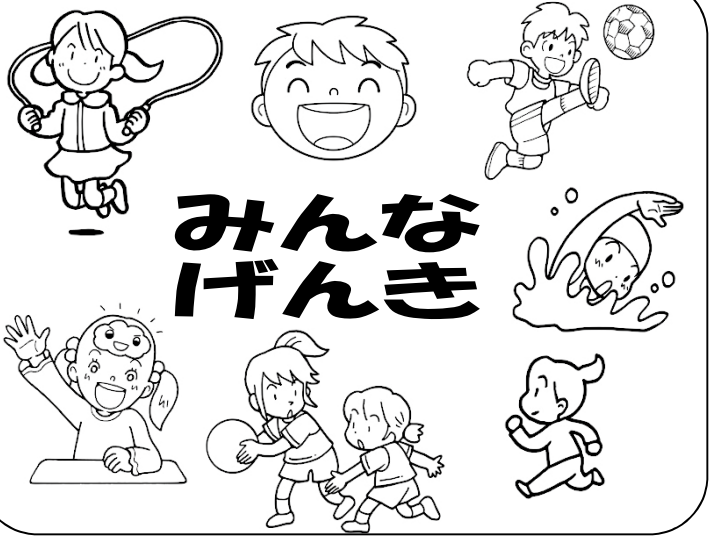

みんな
げんき

選んで食べてげんきなからだ

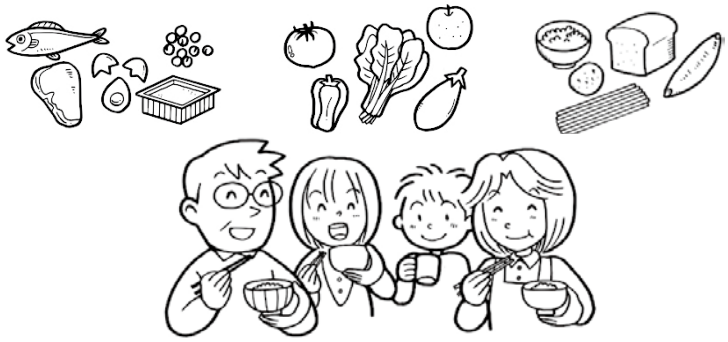

かしこく選んで、おいしく、楽しく、心とからだを育む